

平成27年10月1日

国民の皆様へ

公益社団法人 日本歯科医師会

政治資金規正法違反容疑による逮捕を受けて

このたびの日本歯科医師連盟の政治資金規正法違反容疑で弊会の高木幹正会長（前日本歯科医師連盟会長）が逮捕されるに至りましたことにつき、国民の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを、まずもって衷心よりお詫び申し上げます。

現在、会長本人との連絡も身柄を拘束されている状況では、詳細も報道発表以上に知り得るところではございません。全力を挙げて情報収集に努めているところでございます。

弊会と致しましては9月30日午後、出席可能な常務理事全員に対し緊急招集を行い、常務理事連絡会を開催致しました。さらに10月1日午後2時より臨時理事会を開催し以下の事項を決定致しました。

1. 会務執行の滞りを防ぐため定款第26条第3項「副会長は3名とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、予め理事会で決めた順位に従い、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する」の規定に基づき、今回の状況を「事故があるとき」と判断し、予め理事会で決めた順位第2位である山科透副会長を代行する者とする。
2. 平成27年10月22日、臨時代議員会を開催し、今後の対応並びに会務の円滑な執行に関する協議の場を設ける。

弊会におきましては、このたびの件が一刻も早く解明されるとともに、国民の皆様からの信頼が回復されますよう、日々、全力で取り組んで参る所存でございます。